

平成22年11月10日規程第88号

独立行政法人国立病院機構東京医療センター臨床研修実施規程

(臨床研修実施の基本的な考え方)

第1条 独立行政法人国立病院機構東京医療センター(以下「当院」という。)は、その臨床研修理念を「心豊かで志を高く持ったプロフェSSIONナルを目指す」とし、医師の研修を行なう。

2 当院の臨床研修は、厚生労働省の「医師臨床研修指導ガイドライン」に則って実施することとし、当院の臨床研修理念に沿って、臨床研修管理委員会の下、臨床研修の各段階における実施手順を明確にしつつ行うものとする。

3 当院は、地域医療研修協力施設と連携した「基幹型臨床研修病院」として臨床研修を実施する。

(募集及び採用)

第2条 初期臨床研修医(以下「研修医」という。)の募集と採用については、次の各号のとおりとする。

- 一 厚生労働省のマッチングシステムに参加して、採用手続きを実施する。
- 二 公募は、応募要領を当院のホームページに掲載し実施する。
- 三 採用試験は、臨床研修管理委員会によって決議された内容で実施する。

(臨床研修プログラム)

第3条 研修プログラムには、研修医が研修修了までに到達すべき研修目標、具体的な習得項目、用いる評価方法を明示する。

2 当院を基幹型病院とするプログラムと、他病院の協力型病院として実施されるプログラム部分の各々に、プログラム責任者を設ける。なお、プログラム責任者の兼任はこれを妨げない。

3 研修プログラムの作成・改善及び総合的な管理は、プログラム責任者を中心とし、臨床研修管理委員会が行なう。なお、必要に基づいて臨床研修管理委員会は、プログラム小委員会を下部組織として設置し、委員は臨床研修管理委員会委員長が指名する。

4 初期臨床研修プログラムの内容は、臨床研修管理委員会によって決議されたものとする。

5 研修プログラムの詳細については、別途定める。

(初期臨床研修医)

第4条 研修医は、組織上、教育研修部に帰属し、各ローテーション診療科、及び研修協力施設において、診療部診療科の長もしくは協力施設の長の管理下において研修及び修了を行う。

2 研修医は、初期臨床研修期間中は、それぞれの研修プログラムに記されたカリキュラムに基づいて研修を行わねばならない。

(指導医等)

第5条 プログラム責任者の役割や資格等については、次のとおりとする。

- 一 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対

- する助言、指導その他の援助を行う。
- 二 プログラム責任者の資格は、次のとおりとする。
 - イ プログラム責任者は、臨床研修を行う病院の常勤医師とする。
 - ロ プログラム責任者は、研修プログラムごとに1人配置することが必要であるが、研修実施責任者及び指導医と兼務することは差し支えない。
 - ハ プログラム責任者は、厚生労働省の定めるプログラム責任者養成講習会を受講していることを原則とする。
 - 三 プログラム責任者は、院長から辞令に基づいて任命され、院内に周知される。
- 2 指導医の役割や資格等については、次のとおりとする。
- 一 指導医は、以下に示す指導医としての役割を自覚し、職務として取り組んでいく。
 - イ 医師としての基本的臨床能力として必要な知識・技能・態度について研修医を教育する。
 - ロ 臨床手技（医療面接、身体診察、基本的な検査手技、基本的な治療手技、診療記録の書き方）を教える。
 - ハ 研修医からの質問や悩みに対応する。
 - ニ 研修医を評価する。特に学習意欲を高め、より優れた医師になるような形成的評価を心がける。
 - ホ 研修医のよきロールモデルとなる。
 - 二 指導医の資格は、次のとおりとする。
 - イ 指導医は、医歴を7年以上有する医師とする。
 - ロ 指導医は、厚生労働省の定める臨床研修指導医講習会を受講していることが望ましい。
 - 三 指導医については、一覧を作成し、院内に周知する。
 - 四 指導医の責務については、次のとおりとする。
 - イ 担当する分野におけるプログラムに従って指導すること。
 - ロ 担当する分野における研修期間終了後に研修医の評価を行うとともに、問題点については、教育研修部に適宜報告すること。
 - ハ 指導医としてのスキルアップに努め、他の指導医の育成にも協力すること。
 - ニ 研修医の健康管理に気をくばること。
- 3 当院に勤務する初期臨床研修を修了した医師、もしくは医歴を5年以上有する医師は、指導医資格の有無、及び常勤・非常勤にかかわらず研修医を教育することをその職務の一部とする。
- 4 医師は、その教育活動もしくは成果について、適宜研修医もしくは当該医師の管理者より評価を受ける。
- 5 院長は研修医の管理責任者として、医療法、臨床研修に関する厚生労働省令その他の法令に則り、研修医及び研修医を教育する医師の指導及び監督にあたる。

（臨床研修管理委員会及び教育研修部）

- 第6条 当院に臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会を定期的に開催し、臨床研修に関わる事項を討議する。
- 2 委員会の委員長は院長を以て充てる。
 - 3 委員会及びその関連組織の設置と運用については、別に定める。

第6条の2 当院に教育研修部を設置する。なお、教育研修部は、委員会が定めた意思決定事項を実施する。

(研修の目的)

第7条 当院における初期臨床研修は、厚生労働省の「医師臨床研修指導ガイドライン」に基づき、高い基本的診療技術及びプライマリ・ケア診療能力をもつ医師を育成することを主目的として行われる。

- 2 前項に加えて、当院が掲げる基本理念及び研修理念に基づいた、よき医療人をはぐくむことを目的とする。

(研修方略)

第8条 研修方略については、各研修プログラムに基づきおこない、その主なものは各ローテーション診療科及び協力施設における On the Job Training である。

- 2 On the Job Training において、研修医は入職時におけるオリエンテーション、プログラムで規定された期間の診療科ローテーション研修、十分な量の夜間および土日祝日の救急外来日当直、病棟日当直に参加しなければならない。

- 3 教育研修部は、次の教育的内容を診療科横断的に方略として研修医に提供する。

- 一 研修医セミナー 月1回
- 二 共通講義モジュール 週1回
- 三 CPCカンファレンス 随時
- 四 BLS研修及びその指導に関する研修 随時
- 五 ICLS研修 随時
- 六 シミュレータによる実技研修 随時
- 七 臨床倫理・コミュニケーションに関する研修 随時
- 八 医療安全・緩和ケア・栄養管理に関する研修 随時

なお、上記の開催形式・頻度は社会状況に応じて適宜変更されるものとする。

(研修評価)

第9条 研修医評価については、次のとおりとする。

- 一 研修医の知識・技能・態度の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。
- 二 評価は、各研修プログラムに基づき多面的に行なう。なお、評価は、指導医ならびに各種メディカルスタッフにより行なうものとする。
- 三 評価の手段として、以下のものを利用する。
 - イ 研修医評価票ⅠⅡⅢおよび診療科別到達度評価
プログラム中の各診療科ローテーション終了時の能力到達度および経験目標の自己評価および指導医による確認を目的とする。
 - ロ 360度評価（指導医並びに各種メディカルスタッフ）
原則として年間3回形成的評価を目的に行われる。
 - ハ 29症候/26疾患および手技等の登録および病歴要約評価
診療科ローテーション中もしくは当直業務中に担当した患者の経験から、研修医が学んだ学習内容について指導医の形成的評価と共に研修医自らがまとめる。なお、提出頻度については、総括評価として用いる。
- 四 研修医は、「オンライン臨床教育評価システム EPOC2」および診療科別到達度評価票により、自らの研修状況を確認する。
- 五 形成的評価の一環として、半年に1回をめぐりに個別ヒアリングを行う。

(指導医、診療科および研修プログラム評価)

第10条 指導医、診療科および研修プログラム評価については、次のとおりとする。

- 一 研修プログラムを継続的に改善するため、研修医側から指導医、指導診療科および研修プログラムの評価を行う。研修医は、研修期間中時期を問わず指導者側の評価を行うことができる。
- 二 当院の臨床研修における役割・機能を継続的に改善するため、近隣地域住民から受けた評価を適宜フィードバックする。

(院外での研修（BLS研修等を含む）)

第11条 院外講習会受講あるいは学会出席の可否は、教育研修部長が判断する。なお、これに対し研修医は、異議を唱えることができる。

- 2 院外において施行される講習会のうち、American Heart Association が認証するBLSならびにACLSプロバイダコースの受講及び認証を持って、院内BLS、ICLSの受講と同等の達成度とすることが出来る。

(研修の記録)

第12条 臨床研修の記録は、研修期間中については教育研修部が保管する。また、原本については研修修了時に研修医に渡し、複写を教育研修部が保管する。なお、保存期間は、原則として5年間とする。

- 2 研修記録の閲覧については、次のとおりとする。
 - 一 研修医の研修記録は、自らのものについては必要の都度閲覧が出来る。
 - 二 その他、研修記録を自由に閲覧できるのは、委員会委員及び院内指導医とし、その他の者が閲覧を希望する際は教育研修部長の許可を受けることとする。
- 3 研修医の個人情報保護の観点から、研修記録閲覧の際には、記載情報が研修医の個人情報であることに十分留意し、その取り扱いに慎重を期することとする。

(臨床研修の中断と再開)

第13条 委員会は、複数のプログラム責任者または臨床研修責任者からの発議に基づき、医師としての適性を著しく欠く場合、その他病気等の事由により長期間研修困難な場合など、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認識した場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修への評価を行い、院長に対し当該研修医の臨床研修の中断を勧告出来る。

- 2 院長は、前項の勧告または研修医自身の申し出により、当該研修医の臨床研修を中断出来る。
- 3 院長は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めにより速やかに所定の臨床研修中断証を交付する。
- 4 臨床研修中断証には、当該研修医が研修を開始し及び中断した年月日、研修を中断した理由、研修を中断した時までの研修内容及び研修医の評価等の事項を記載する。なお、記載は客観的評価のみによる内容でなければならない。
- 5 臨床研修を中断した者が臨床研修中断証を添えて研修再開を申し出た場合、委員会において研修再開を許可するかどうか討議し決定する。なお、決定内容については、遅滞なく申請者に通知しなければならない。
- 6 臨床研修中断証を発行した者の研修内容について他の病院から照会を受けた場合、その公表にあたっては当該研修医の書面による同意を要する。

(研修修了の条件)

第14条 委員会は、研修修了時に研修医が所定の臨床研修内容を修了したか否かについて、次の基準に基づいて評価し、その結果を院長に報告する。

一 オリエンテーションおよびプログラムで規定された期間の On the Job Training への参加

二 選択されたプログラムが示した行動目標及び経験目標の到達度

三 オンライン臨床教育評価システムへの登録状況

四 研修医セミナー、共通講義モジュール、その他第8条第3項に定める研修方略への参加状況

2 院長は、委員会の報告に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、当該研修医に対し、速やかに臨床研修修了証を交付する。

3 研修期間を通じ、傷病、妊娠、出産、育児、その他正当な理由に基づく研修休止期間が90日（勤務日でない日を除く）を超える場合には研修未修了として取り扱う。

（修了が認められない場合の手順）

第15条 研修医が臨床研修を修了していないと判断されるときは、院長および研修管理委員会が当該研修医および指導関係者と十分話し合った上で、院長の責任で未修了と判定し、院長が当該研修医の研修期間を延長する。

2 未修了と判断された場合における手続については、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）の定めるところによる。

（研修修了後の進路）

第16条 初期研修修了後、当院での後期臨床研修を希望する研修医は、所定の選考試験の結果に基づいて、専門医制度新整備指針（平成28年12月16日付一般社団法人日本専門医機構制定）に基づき専門研修を受ける医師（専攻医）として採用される。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年11月21日から一部改定して施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年9月30日から一部改定して施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から一部改定して施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から一部改定して施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和5年3月1日から一部改定して施行する。